

前回申請時の質問への回答事項

	質 問	回 答
1	各施設の項目ごとの金額の算出根拠	<p>現在お示ししている以上の資料を提供する予定はありません。</p> <p>なお、指定管理料は、現在の管理委託の実績を基に施設毎に算定しています。</p> <p>参考に施設毎の管理委託の収支計画（平成27年度）を別紙2-1～3に示しています。</p>
2	指定管理者が積算した金額が精算時に増減があった場合の処理方法	<p>申請要項 p 15 「(3) 指定管理料の変更等」に記載のとおりです。</p>
3	利用料金収入の算出根拠	<p>現在お示ししている以上の資料を提供する予定はありません。</p> <p>また、積算にあたり利用料金の減免措置に伴う利用料金の減は見込んでいません。</p> <p>なお、利用料金収入は利用承認施設に指定した施設の収入の実績又は利用の実績を基に施設毎に算定しています。</p> <p>参考に平成24年度から平成26年度までの施設利用実績等を参考資料2に示しています。</p>
4	集団施設地区の事業費と駐車場管理費は利用料金収入で充当するのか	<p>県の積算上、利用料金収入は、指定管理業務に係る支出への充当を見込んでいます。</p> <p>実際の指定管理業務の実施にあたって、利用料金収入を充当することを指定管理者への条件とはしていません。</p> <p>なお、利用料金収入を、指定管理業務に係る支出に充てるか否かに関わらず、県が支出する指定管理料に影響はありません。</p>
5	<p>指定管理期間中に消費税率の変更が想定されますが、積算に当たっては5年間一律8%でよろしいか。</p> <p>また、変更となった場合、県の負担として考えてよろしいか。</p>	<p>収支計画書には、平成28年度から平成32年度まで、税率8%で計算し、記載してください。</p> <p>また、指定期間中に税率が変更となった場合の取り扱いについては、申請要項 p 15 「(3) 指定管理料の変更等」の「ア 2年目以降の指定管理料」及び p 19 「リスク分担表」に記載のとおり、別途協議の上対応します。</p>